

## 第187回藤沢市都市計画審議会

日 時 2024年(令和6年)2月19日(月)  
午前10時  
場 所 本庁舎5階 5-1会議室

1 開 会

2 成立宣言

3 議事録署名人の指名

4 議 事

議第1号 藤沢市立地適正化計画の改定について(諮問)

5 その他

6 閉 会

事務局 それでは、定刻より少し早いですが、皆様おそろいになりましたので、これより第187回藤沢市都市計画審議会を開催いたします。

大変お忙しい中、藤沢市都市計画審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、開会に当たりまして、計画建築部長の三上よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

三上部長 皆さん、おはようございます。本日はご多用の中、本審議会にご出席賜りまして、ありがとうございます。また、今年度は特に案件も多くて、例年よりも回数が多くなってございまして、この点についてもご協力をありがとうございます。

さて、本日の審議会については、付議案件が1件となっております。藤沢市立地適正化計画の改定についてでございますが、今年度、第183回から3回にわたりまして、進行管理から改定の素案までをご説明させていただいたところでございます。本日は、本計画の改定案を取りまとめましたので、今回、お諮りをさせていただきます。

本日も、皆様におかれましては、多方面からご意見をいただきまして、本市のよりよい都市計画のためにご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、これより改めまして審議会を進めさせていただきますが、本日は、金井委員、谷口委員、稲垣委員、福岡委員におかれましては、欠席とのご連絡を事前にいただいております。また、本日、阿部委員につきましては、ご公務のため、代理出席として小野交通課長にご出席いただいております。

それでは、次に、本日使用いたします資料等の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局 よろしければ、お手元の次第に従い、本日の審議会を進めさせていただきます。

次第の2、本日の都市計画審議会の成立についてご報告申し上げます。藤沢市都市計画審議会条例第6条により、審議会の成立要件といたしまして、委員の2分の1以上の出席が必要とされております。現在の委員の定数は20名でございます。本日は16名の委員の方にご出席をいただいております。したがって、本日の会議が成立いたしましたことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事でございます。

本日は、付議案件1件を予定しておりまして、議第1号「藤沢市立地適正化計画の改定について」、以上1件となっております。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局 続きまして、会議の公開に関してですが、本審議会は、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としておりますが、会長、いかがでしょうか。

高見沢会長 本日も公開としております。傍聴の方はお見えでしょうか。

事務局 本日、傍聴の方は1名の方がございます。

高見沢会長 それでは、傍聴の方に入ってください。

では、傍聴される方は、ルールを守り、傍聴されるようお願いいたします。

事務局 それでは、議事に入りますので、高見沢会長、よろしく願います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 まず初めに、本日の議事録署名人を指名させていただきます。お手元の委員名簿の選出区分より、市民委員と学識経験のある委員から指名させていただきます。本日は、笛木委員、それから中西委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、よろしく願います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 それでは、次第に基づき議事に入ります。

本日の審議会につきましては、付議案件1件ということでございます。ご協力をお願いいたします。

では、議第1号「藤沢市立地適正化計画の改定について」ということで、諮問案件として審議会の意見を聞くということです。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議第1号「藤沢市立地適正化計画の改定について」ご説明いたします。資料といたしましては、計画案である議案書、説明用資料を印刷した資料1-1、そして、資料1-2の立地適正化計画の概要の3種類となっております。

なお、現在、皆様のお手元にお配りしております議案書の計画案でございますけれども、中の図表について、若干解像度の悪いものが入っております。プリンターの相性の関係もございまして、最終的に製本する際には再度修正等いたしますので、本日のところはご了承いただければと思います。よろしく願います。

それでは、説明に当たりましては、スクリーンにて行わせていただき

ます。スクリーンのほうをご覧くださいと思います。

藤沢市立地適正化計画の改定におけるこれまでの取組について説明いたします。

第179回都市計画審議会において、改定に向けた制度等の説明をいたしました。

第183回においては、本計画を策定してからおおむね5年が経過したことによる施策の実施状況について調査、分析及び評価を行ったことを説明いたしました。

第184回では、津波や洪水の浸水想定区域などの災害ハザードエリアの変更に伴う各区域の見直しや、令和2年の法改正により、立地適正化計画に記載する事項の一つとされた防災指針について、第185回では、改定素案について説明してまいりました。

その後、令和5年12月にはパブリックコメント、住民説明会を実施いたしましたして、本日の第187回都市計画審議会に至っております。

本日の審議会に諮問させていただき、答申をいただきましたら、令和6年3月に本計画の改定を行う予定です。

それでは、今回の改定について説明いたします。

今改定は、藤沢市立地適正化計画が、2017年3月に策定されてからおおむね5年が経過したことによる施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行ったこと、法改正により立地適正化計画に記載する事項として防災指針が追加されたこと、津波や洪水の浸水想定区域などの災害ハザードエリアの変更に伴う見直しが必要になったことによるものです。これらの内容を現計画に反映し、令和5年度末に改定を行いたいと考えているものです。

本市では、藤沢市都市マスタープランにある将来像「自立するネットワーク都市」を実現するため、多様化する市民生活や産業活動を支え、都市の文化や産業創出、発信を担う場である6つの都市拠点や、身近な暮らしの充実に向け、都市サービス、交流等を集積する13の地区拠点などを要素として将来都市構造を構築しております。この将来都市構造の具現化を推進することを目的に策定されたのが、藤沢市立地適正化計画になります。

一方で、本市では、土地利用の観点から、水災害のリスクについて周知啓発を行うことで、緩やかな居住の誘導を図ることも目的の一つとしております。本計画では、その目的のために基本的な方針を定め、その区域を設定しております。

まず、各拠点における都市機能の誘導・維持を図る区域として、都市

機能誘導区域を設定しております。

次に、本市では、令和32年においても、おおむね現在の人口が維持されると推計されていることから、市街化を集約することなく人口密度を維持することとし、各拠点を中心に居住環境の維持・充実を図る区域として、居住誘導区域を設定しております。また、津波浸水想定区域などの災害ハザードエリアであることの再周知を行い、防災・減災対策を重点的に行っていく区域として、行政が先導し、事業者や市民等と連携して、より安全安心な居住環境づくりを進める区域として、防災対策先導区域を設定しております。

では、その各区域設定の考え方についてご説明いたします。

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導、維持すべき区域として、6都市拠点及び各市民センター・公民館を中心とした13地区拠点を設定しています。

居住誘導区域は、居住を誘導すべき区域として、現在の市街化区域のうち、工業専用地域や大規模緑地等のほか、災害ハザードエリアを除いて設定しております。そのため、市街化調整区域と災害ハザードエリアにつきましては、原則として居住誘導区域外になります。

防災対策先導区域は、藤沢市独自に設定した区域であり、特に多大な被害が想定される津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの災害ハザードエリアを設定しております。

本計画を定めることで、一定規模以上の建築等を行う際は、都市再生特別措置法に基づく届出を行う必要があります。この届出制度は、市が居住誘導区域外における住宅開発等及び都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するために設けられました。届出の対象となる行為は、居住誘導区域外において3戸以上の住宅の建築を目的とする開発又は建築を行う場合などと、都市機能誘導区域において誘導施設として指定されている施設を都市機能誘導区域外で建設する場合があります。

計画策定からの届出状況といたしましては、居住誘導区域外で3戸以上の住宅の開発行為又は建築行為のうち、災害ハザードエリア内である沿岸部の防災対策先導区域におけるものがおおむね半分以上を占めておりました。

なお、居住誘導区域外における届出を受理する際には、当該地が居住誘導区域外であること、その設定理由を併せて周知しております。また、本市独自の取組として、当該地が防災対策先導区域内である場合は、届出の提出機会を捉えて、該当する災害ハザードエリア内であることを周

知するとともに、災害ハザード状況に考慮した計画にするよう事業者等に促しております。

それでは、これから改定の内容について説明いたします。

まず、都市機能誘導区域の範囲、誘導施設の変更についてですが、変更を行った拠点としては、健康と文化の森都市拠点、村岡新駅周辺都市拠点、長後地区拠点の3か所になります。

健康と文化の森都市拠点の変更点についてですが、こちらの拠点は、前回の第186回都市計画審議会で説明させていただいたとおり、土地区画整理事業などの都市計画決定が予定されているとともに、組合施行による土地区画整理事業が予定されているなど、今後、まちづくりが進んでいくことから、都市機能誘導区域の範囲及び誘導施設の設定を見直しました。なお、素案からの変更点はございません。

次に、村岡新駅周辺都市拠点の変更点についてですが、こちらの拠点は、令和3年度に土地区画整理事業が都市計画決定されているとともに、昨年、土地区画整理事業が認可されるなど、今後、まちづくりが進んでいくことから、都市機能誘導区域の範囲及び誘導施設の設定を見直しました。都市機能誘導区域の範囲としては、変更前の区域に加え、シンボル道路沿道においても誘導施設の立地を図るため、区域を変更するものです。なお、素案からの変更点といたしましては、誘導施設として設定しておりました文化交流施設、情報発信スタジオ等について、現時点では建物の具体的な規模などを示せる段階にないことから、計画の概略が見えた段階で、改定の時期を踏まえて、改めて記載するものとなりました。

続きまして、長後地区拠点についての変更点を説明いたします。こちらの拠点は、都市機能誘導区域の範囲を、誘導施設である大規模病院の敷地が増えたことに伴い変更するので、素案からの変更点はございません。

次に、居住誘導区域及び防災対策先導区域の変更についてですが、まず、各区域の設定の考え方において重要な災害ハザードエリアの更新、反映について説明いたします。平成29年3月の計画策定以降、災害ハザードエリアが更新されたことから、現計画の考え方を踏襲しつつ、それらの区域を本計画に反映いたします。特に洪水や津波などの水害に関しては、計画策定時には浸水の想定規模が想定最大規模と計画規模とそれぞれ異なるものでしたが、今回の改定により、それらの区域の想定規模が想定最大規模に統一されることとなります。また、内水浸水想定区域などを新たに反映することで、より詳細な災害リスクの周知啓発につな

がるものです。

居住誘導区域については、都市機能誘導区域の変更及び災害ハザードエリアの更新等に伴い、その設定の見直しを行うものです。区域を変更した例といたしましては、先ほど説明をいたしました健康と文化の森地区の区域や、沿岸部周辺の災害ハザードエリアの反映によるものになります。また、素案からの変更点といたしましては、急傾斜崩壊危険区域が更新されたことに伴う区域の設定を一部見直しました。

こちらは、その沿岸部周辺における災害ハザードエリア反映前の居住誘導区域です。

こちらは災害ハザードエリア反映後の居住誘導区域となります。

そして、変更点を表示したものがこちらの図になります。緑色で塗られている区域が災害ハザードエリア反映後の居住誘導区域、紫色のハッチがかかっている区域が反映前の居住誘導区域になります。特に洪水浸水想定区域や津波災害警戒区域といった災害ハザードエリアの拡大や、内水浸水想定区域が新たに反映されたことによる居住誘導区域の変更となります。

防災対策先導区域についても居住誘導区域と同様に、災害ハザードエリアの更新等に伴い、見直しを行いました。原則として、居住誘導区域外のうち、災害ハザードエリアを防災対策先導区域とし、都市再生特別措置法による届出の機会を捉えて、災害リスクの周知や災害ハザード状況に配慮した計画にするよう事業者等に促しております。

そして、これらの区域を反映した全体の区域図がこちらとなります。

次に、防災指針について説明いたします。防災指針とは、令和2年の都市再生特別措置法及び同法施行令の改正により、立地適正化計画に記載する事項の一つであり、本市の防災指針は、災害ハザードエリアに住宅や都市機能が立地する際に必要となる防災・減災に係る指針として定めます。また、防災指針を記載する本市の方針については、素案からの変更点はございません。

方針1については、図の左側で示しているとおり、災害ハザードエリア内にある都市機能誘導区域に防災指針を定め、災害リスク等の周知を図っていくものです。現計画においては、都市機能誘導区域内に対しては、災害リスクの周知が図れておりませんでした。計画を改定し、防災指針を定めることで、制度上、災害に対する意識啓発を図ることが可能となります。

方針2については、図の右側で示しているとおり、防災対策先導区域に防災指針を定め、これまで行ってきた災害ハザード状況等の市民等に

対する周知や意識啓発の取組を防災指針に位置づけるとともに、災害リスクの周知内容についてさらなる充実を図っていくものです。

こちちは、災害リスクの情報提供のイメージとなります。これまでの届出制度を活用した災害ハザード状況等の周知に加えて、事業者や市民等に対して、大規模自然災害により建物等に見込まれる被害の情報を提供し、さらなる意識啓発を図ってまいります。

左の図は、その提供する情報の例として示しているもので、津波基準水位と建物構造を重ねた図となります。木造建物を黒く表示しており、津波が発生した際に基準水位が2メートル以上になると、特にこれらの建物の全壊のリスクが高くなることを周知し、避難を呼びかけるものです。

右の図につきましては、津波の基準水位と浸水深のイメージ図となっております。

次に、指標の追加、修正についてご説明いたします。まず、居住に関する指標について、現計画の指標は、主に居住を誘導していない工場等が立地している地区を市街化区域に編入したため、市街化区域内におけるD I Dの割合は減少してしまい、実態と合っていない指標となっております。そのため、市内の人口密度の一定の確保が図られているか適切に評価するため、指標を見直し、市街化区域内の人口集中地区の面積へと変更いたします。なお、もう一つの指標である、最寄り駅まで15分圏域の人口割合の増加については、交通関連計画と連動し、継続して設定いたします。

都市機能に関する指標については、現在設定している誘導施設の維持及び新たな立地が図られているかを評価するため、誘導施設の施設数を新たな指標として追加いたします。

防災指針に関する指標については、災害リスクの周知が図られているか評価するため、防災指針のホームページの閲覧数を新たな指標として追加いたします。また、地域防災力の向上が図られているか評価するため、地区防災マップの更新状況について、指標を新たに追加いたします。

なお、目標年次についてですが、今回の改定は全面的なものではなく、法改正や各種災害ハザードエリアの変更等に対応するため、部分的な改定を行うものであることから、引き続き、当初計画策定時の2036年といたします。

以上が改定の内容についての説明となります。

次に、パブリックコメント・住民説明会について説明いたします。パブリックコメントは、実施期間を2023年12月7日から2024年1月5日の

1か月間とし、意見等の受付を行いました。その結果、2件のご意見をいただいております。また、パブリックコメントと並行して、2023年12月に開催した市民説明会の質疑の中では、計画に対するご意見はありませんでした。

パブリックコメントにおける1点目のご意見としては、片瀬・江の島都市拠点について、休日等は大変混雑していることから、より大容量の交通手段を検討するべきではないか、また、マイカーの乗入れを制限し、シャトルバスの運行や鉄道の延伸などを検討するべきではないかというご意見でございます。これに対する市の考え方ですが、当該区域での交通渋滞により、観光客や地域住民の円滑な移動に課題があると認識しており、これまでも駐車場の増設や江の島大橋の3車線化、交通・観光施策の一環としてシャトルバスの実証実験等が実施されております。また、自家用車から公共交通へのシフトによる渋滞緩和など、今後も交通関連の計画等と連携を図りながら対策について検討してまいります。

2点目のご意見として、村岡新駅周辺都市拠点については、圏央道が開通することで、広域からの自動車アクセスの向上が見込まれます。片瀬・江の島など、観光地の交通混雑緩和のため、柏尾川を挟んだ湘南モノレールの湘南深沢駅周辺でパーク・アンド・ライドを活用したり、また、駐車券とモノレール乗車券を組み合わせた割引切符などの運用により、湘南観光の起点とすることが可能ではないかというご意見でございます。これに対する市の考え方ですが、村岡新駅周辺都市拠点は、鎌倉市深沢地区と一体となったまちづくりを進めており、いただいたご意見も参考にしつつ、地域特性に応じた多様な連携による交通ネットワークの構築を目指してまいります。また、片瀬・江の島周辺の自動車混雑については、1点目の市の考え方と同様でございます。

以上、いただいたご意見につきましては、本計画に反映したものはございませんでした。

最後に、今後の改定に向けたスケジュールについて説明いたします。本日の審議会でご審議いただき、答申をいただきましたら、令和6年3月に計画の改定を行う予定です。

以上で、議第1号「藤沢市立地適正化計画の改定について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高見沢会長

ありがとうございました。それでは、事務局の説明が終わりましたので、ご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

相澤委員

お伺いしたいところがございます。資料の5ページの「計画の位置付け」の中で、藤沢市市政運営の総合指針に即しながら、調整を図って

まちづくりを進めますということですが、藤沢市市政の運営総合指針というのはどんなようなものなのか、お伺いしたいなというふうに思っています。

以上です。

事務局

お答えさせていただきます。

市政運営の総合指針というのは、まちづくりというところで、福祉であったりとか、それぞれの部局における施策、総合指針というものを定めているものになります。こちらは全市的なものの方針が載っているものになりまして、今回の立地適正化計画、都市マスタープランもそうですが、それ以外に関連計画がございますけれども、そういったものの基になる総合指針という形になります。

相澤委員

そうしますと、「即しながら」という表現ですと、上位計画としては、どう優先されるんですか、その辺だけお伺いしたいなと思います。

事務局

まず、相関図で行きますと、総合指針というものと整合を図りつつ、都市計画の計画として都市マスタープランというものがございます。立地適正化計画は、この都市マスタープランと調和のとれたもの、そして、基本的な方針の部分については一体となったものという考え方になっておりまして、当然上位から順に考え方に即しながらという形になります。特に立地適正化計画は、まちづくりの中で居住や都市機能を誘導してくる計画になりまして、各拠点等を定めながら、その区域であるとか、誘導してくる施設等の種類、いわゆる誘導施設等を定めて、これからの藤沢市のまちづくりを示していくものという形になります。

相澤委員

ちょっと分かりにくいんですけど、結構です。

高見沢会長

今のところですが、普通だと総合計画とか基本計画とかと書くんだと思うんですけど、どのように違うんでしょうか。

事務局

今、相澤委員のほうからご指摘いただきました、藤沢市市政総合指針というものは、従来の藤沢市総合計画に匹敵するものでありまして、今お話がありましたとおり、福祉ですとか、防災とか、様々な分野を総合的に市の指針として定めているもので、おおむね市長の任期の4年ごとに改定していくという流れのものです。これが1つの上位計画という形になりまして、その階層的には、次に都市マスタープランというものが、その都市計画に関する基本的な方針として定めておりまして、その中に包含されるような形で、藤沢市立地適正化計画が調和する形で位置づけられているという形になります。

相澤委員

総合指針というのは公開はされているんですか。

事務局

公開されております。

相澤委員 都市計画審議会ですから、そういう資料的なもの、今まで拝見したことがなかったものですから、お伺いさせていただいたのですけれども、やっぱりちょっと拝見したいなというのは正直なところですよ。

事務局 申し訳ございません。次回にはご用意するようにいたします。

高見沢会長 ホームページにはダウンロードできるようにはなっているんですか。言わないと出てこないようなものなのでしょうか。

事務局 ダウンロードできるようになっております。今回は冊子というか、机の上に置くようにいたします。

中西委員 ご説明ありがとうございます。

区域の設定そのものは、事業の進捗とか、それから、特に防災に関する制度を反映するというでこうなっているということは理解しました。私としては指標がちょっと気になるところがありまして、今回の説明資料の資料1-1のスライド番号で言うと21のスライド、このように割合を実際のヘクタール面積に変えられたというところですけども、変えた理由は分かるのですけれども、絶対面積を変えないというところですよ。その意味合いがちょっと分かりにくいなというふうに思いました。

というのは、地方都市なんかだと、人口集中地区が否応なしに減ってってしまう中で、密度のほうを指標にして、密度をなるべく減らさないとか、そういうような設定もよくあるのだと思うのですけれども、藤沢市は基本的に人口はまだ増えていくんですよ。この目標年次の2036年までに、今から1万人ぐらい増える想定で、今の素案の7ページに書いてあるので。そうすると、DID面積を同じにするというのは、ほかの人口減少している市と違って、むしろ人は増えるけど、人口集中地区は増やさない、広げない、そうすると、相対的にコンパクトな形になるという意味合いに、好意的に解釈すればそういうことかなと思うのですけれども、そういう理解でいいんでしょうか。要するに増やさないことが意味があるのか、減らす方向に頑張るのが意味があるのかという、絶対面積を変えないと言われると、どっちが狙いなのか、ちょっと分かりにくいなというふうに思ったんですけれども。

事務局 藤沢市はこの先20年、人口推計は、一旦、令和17年をピークにしていけますけれども、20年後は現状と同じ人口規模ということで現在推計されております。藤沢市のコンパクトなまちづくりというのは、現在定めております6つの都市拠点、それから、13の地区拠点、そういったところの拠点を中心に、現在、コンパクトなまちづくりがある程度実現しているという考え方に立っておりますので、そういった意味で、人口が維

持されるという中ではD I D面積をそのまま維持するということで考えているところでございます。当然ながら、その先の人口減少社会に向けては、また改めて考え直すという機会が必ず出てくると思うのですが、現時点の改定においては、この考え方で指標を定めさせていただいたという形になります。

中西委員

ご説明、ありがとうございました。

これ自体がすごく悪いということではないとは思いますが、今のご説明で、そういうことで今回そうしたということは了解なのですが、ただ、指標として絶対的な数値が指標になるというのがやや違和感があって、割合にしておくと、分母のほうに変化するところに対応できなくなるということだというのは分かるのですが、そもそもが人口密度の一定以上の確保ということなので、どちらかというところ、居住誘導区域に設定したところの人口密度数値を一定以上に保つという、素直に密度基準にしたほうがいいのではないかなという気もいたします。今後こういうふうに見直す機会があるかと思っておりますので、今後のときにそういったものを見ていただければというふうに、リクエストとしてお伝えしておきたいと思っております。

それから、今回の改定とは違うことで、コメントだけでも、立適の運用の評価は結構難しいなと思っております。でも、一方で、趣旨からすると、どういうふうに機能しているのかというのをちゃんと見たいというふうに思っておりますので、この指標がどう動いているのかというのを、時々ご報告いただけるとうれしいなということと、それから、特に立適そのものには出てこないのですが、届出とか、そういう手間をかける部分になったときに、どれぐらい届出に該当するような案件があるのか、つまり、立適にひっかかっているものがあるのかという、運用上の進行管理の部分も、時々で結構ですので、情報提供をいただければと思います。これはリクエストですので、特に回答は結構です。

以上です。

事務局

かしこまりました。

高見沢会長

最後の届出は、これまでも時々出させていただいていて、いいんじゃないかと思っておりますけれども、面積が大分増えるので、届出の件数、倍増というわけではないけど、若干増えるという感じですか。

事務局

スライドの6ページに、計画の当初策定、平成29年から、集計が令和4年時点になっておりますけれども、この青とオレンジ色の部分、これが届出数のトータル数で、申し訳ないですが、トータル数が上の数字が抜けてしまっているのですが、コロナ禍を除きますと、おおむね

年間50件から60件ぐらい、届出が出ている状況になります。制度の周知が対外的にまだ全国的にできていない部分もありまして、我々としては、建築確認等が出た際に、概要書のデータが参考資料として回ってくるのですが、それを見た機会を捉えて、出ていない方にも全部声をかけて出していただいているのですが、居住誘導区域外での3戸以上の建築もしくは開発が発生するときには、大体年間50から60件ぐらい、現在届出が出てきているという状況でございます。

高見沢会長  
事務局

今後、2割増ぐらいですかね。

恐らく4月以降、この新しい改定案という形で運用が始まりますと、居住誘導区域が少なくなっておりますので、件数としてはちょっと増えてくるのかなというのは予想しております。

中西委員

出していただいている部分、重複してコメントしてしまって申し訳なかったなというふうに思います。しかも、居住誘導区域外の話なので、増えるというよりは、むしろ出すべきところが減ってくるということかなとは思いましたが、一方で、この数字、どこでこういう活動が居住誘導区域外で起きているのかという、地理的な話はちょっと気になるころがありますので、審議会での報告事項にするかどうかはさておき、中での把握としては、ちゃんとどこで起きているのかということ把握するために使っていただいて、それを含めて、区域設定を考えると、そういうことを今後考えていただければというふうにも思いました。

以上です。

高見沢会長

藤沢市は全国的にも注目されていまして、この間の日経新聞、2月12日の朝刊に出ていましたよね。全国で2か所出たうちの1か所で、今後防災対策をやっていきますというふう書いてあって、多分全国的にも注目されていて、このように出しているのも、ほかの自治体よりもずっと進んでいるやり方で、かつ、システムティックというか、何に行くんでしたっけ。GISシステムというか。

事務局

ふじキュンマップになります。

高見沢会長

ふじキュンマップ、それに情報を整理していただくと、研究者もたくさん分析したがついていると思うので、今回特に防災指針をさらにバックアップしてやりますよね。それから、最大規模の、特に津波のほうですけども、津波ということで、より深く水をかぶるときの届け出られたときの指導というか、コミュニケーションの仕方をどうするかとか、どんな情報提供をするかとか、それらが藤沢市さんの場合にはシステムティックにふじキュンマップに全部体系的に整備されていて、極めて先進的だと思いますので、ぜひ記録というか、何をどうしたらとか、どうす

べきかとか、反応はどうだったかとか、その先までやれと言うと、行政の手に余るかもしれないのだけれども、研究者はいっぱいいるので、その結果、どういう効果があったかとか、それを踏まえてどのような施策にしたらいいかとか、相当多くの事例というか、経験が蓄積されている最中だと思うので、ぜひそういう目で見ても、頑張っていたきたいなと思います。

齋藤委員

都市機能誘導地域だとか、居住誘導地域、あるいは防災対策先導地域ということで決まっておるのですが、実は私、農業委員として、現在、藤沢市内を16地区に分けて、今後10年間で、その農地をどういうふうにご利用するかということをご現在各地域で説明会を開いているのですが、その中で、こういうふうな藤沢市全体のマスタープランの中でいろいろな計画が出されておりますが、特に災害に対して、もし何か起きたときに農地をどのように利用するのかということ、本来でしたらかなり説明があつてしかるべきところなのですが、現在のところでは、10年後にその農地、1筆ごと、誰が耕作をするかということに止まっていて、こういうふうな都市近郊の農地をそういう災害のときにどのように利用していくのか。そして、何年前には、防災農地ということで、農地を区分化したことがございます。現在もそれが続いているのですが、そういうときに、市街化だけではなくて、要するに藤沢市全体を考えていただくと、もし災害が起こったときには、農地が利用されて、仮設住宅が建つということも考えられますので、ぜひとも全体的な計画をしていただいて、農地が今後どのように利用されるのかということも、もしできましたら、マスタープラン、あるいはこういう立地適正化計画の中に含めていただければ、農業者としても、もし何かあつたときにはそのようなことができるのではないかなということ、心づもりができると思うので、その辺は何か対策がございましたらお願いいたします。

事務局

今回、立地適正化計画というものは、居住とか、都市機能というものを立地する、誘導する際、土地利用に伴って、いわゆる災害リスク等を周知していく、どちらかという、発災前に、住民の方であるとか、事業者の方に、心づもりというか、心構えをしていただく、そのための周知をしていくというのが大きな性格となっております。今ご意見をいただきました、発災前からの準備、それから、発災中、発災後、実際にどこに仮設を建てるとかといったものは、防災部局のほうで持っています計画の国土強靱化計画であるとか、地域防災計画というところでの定めの中のものになっております。ただ、我々、計画というより、課としては当然連携を図っておりますので、そういったところの情報を共有しな

がら、今後進めていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

小川委員

ありがとうございました。私のほうからは、居住誘導区域におけるハザードマップの設定について、質問というか、お聞きしたいところがあります。

今日の説明資料の11枚目のやつに、こういうハザードエリアを定めると書いてあります。そして、それを改めて検討した結果、スライドの12で、ここが居住誘導区域だよと。この左側のハザードエリアを見ますと、地形的な状況で、急傾斜地崩壊危険だとか、土砂災害だとか、津波だとか、浸水だとなっています。災害での被害は、家屋の倒壊とか、火災も同時に起きることになります。能登のことを思っても、こういうような今のハザードエリアに該当するところもたくさんありますが、同時にメインの被害というのは、地震の倒壊だとか、火災になっていると思います。

スライドの12を見ますと、緑色のところが斜線があって、ここが住む場所だよというのはとてもよく分かりました。これ、要するに、海岸を除いて大体市街化調整区域を除いたところ全部という感じになります。ということは、この間は、建物の倒壊と実は火災という話は、最近、地域を回っていて、この地域、ほとんどそうだよねという具合に思います。そうすると、今ここを出しているような、この居住地域は、様々なハザードエリアを考えて、それを除いたところでは、安全なところがここに残っていて、ここにどうぞ住んでくださいというように人々は受け取ると思うんですね。でも、そちらとしてみれば、倒壊や何かやったらみんな駄目になっちゃう、全部入っちゃうから住むところなくなっちゃうよねという話になる。そうすると、対策を進めるということが担保にあって、ここを居住地域にするということが大変必要なことだと思うのです。

今日お配りいただいた大きな資料の81ページには、都市マスの中で、防災まちづくりの中でこういうことをやりますというのが、黒い矢印と点線で書いてあります。その中の真ん中の「都市構造・建物の強化」というところに、「建築物の耐震性の向上」と書いて、点々と行って、ほとんど実線の部分がない。ここは住んでいいですよというか、住むようにしますよというところを、市街化調整区域と津波のところを全部除いて、いいですよと言って、ここは安全だというよりも、ここはこういう問題が残っているけど、これらの対策を頑張って進めますのでやりますというようなガイドにしないと、人々は誤解するんじゃないのかなとい

う余計な心配をしています。ですから、この計画が悪いというのではなくて、そこを担保するような何か方法論を持っていただかないと、先ほど都市マスの下に位置づけられて整合性をとるとおっしゃっていたから、そこのところはやらなければいけないのかなというふうに思います。都市計画審議会のご専門の方々に私が聞きたいのは、都市計画の面から見て、このように、どこかのハザードを取り出したけど、実はハザードはほかに残っていて、それに基づいてどのような都市を整備していくかということ考えたときに、どんなように指導的な立場である先生たちはお考えになるのか、そこのところをお聞きしたいなとも思っていました。

2つの質問になったようですが、以上です。

高見沢会長

計画上の今のご心配というか、整合性というか、どうお考えかを事務局のほうからお願いします。

事務局

まず、立地適正化計画というものは、私のほうからご説明させていただいたのは、居住と都市機能の誘導に関するところでの計画になっております。この計画においては、水害、それから、土砂災害という、こういったハザード情報というものを対象に居住誘導区域等の設定であるとか、先ほどご説明した届出制度、こういったものの構築等を行っているところがあります。ご意見いただきました地震、それから、火災についてですけれども、水害とか、土砂災害ですが、まず地震については、1回大きな地震が起きると広域的になってしまいますので、それは全市、全てになりますので、それに対して、居住や都市機能というものを誘導する、しないという話になってくると、届出制度との関連もありまして、まとめづらいというのが、立地適正化計画の性格になっております。そういったことで、火災に含めては、以前もお答えさせていただきましたが、別計画のほうで、延焼の危険度などはお調べをして、取りまとめているところがございますので、こちらは立地適正化計画に反映できていない、対象に含めていないということで、ご理解をいただければと思います。

本編の81ページにありました、例えば「耐震性の向上」というところもございしますが、これについては、点線と言いましても、継続的に随時実施しているという形になります。要は、案件として毎年耐震の設計の、例えば補助を出しますとか、工事についての補助を出しますというのを所管課のほう、やっているのですが、毎年毎年常にそれが来るわけではないというのがありますので、これは途切れず、随時案件があればご相談に乗って対応していくという形での指標としてスケジュールに載せ

させていただきます。

小川委員

取りあえずそのところで1つだけポイントは、東京都あたりだと、木造密集地帯という、木密が大変多くあります。そして、それは重要な都市の整備の課題になっていると思います。今、居住誘導地区の図面を見ると、木造密集地帯であるところが大変に高い、鶴沼や長後だとか明治だとか、いろいろなところを見ても、ほとんどそれに該当するので、もっと力を入れてもいいんじゃないかなとは、片方では思っていました。

高見沢会長

ありがとうございます。実はこの打合せでも、能登半島地震も起こっているんで、さっきの説明だと、意見も1件しか出ていなくて、これで本当にパブコメしたのかというふうに強く言ったんだけど、それはさておき、今のご趣旨は、連携しているから大丈夫だというのではなくて、これを見たときに市民がどのように受け取るかというふうに考えると、例えば各所に災害リスクと書いてありますね。災害リスクというのはこれだけしかないのかと、木造密集とか書いていないので、だから、これに書いてあることがどのように受け取られるか、あるいはちゃんと定義がされているか、これを見たときに正確に受け取ってくれるかというのを、よくよく注意して出してくださいねということなので、それはよろしくお願いします。

それから、後半の能登半島地震の後の今ということですが、先ほどの点々は、随時実施するということは、それはそれでいいのですが、藤沢市として、あのような大被害、倒壊すると、最近、私、倒壊、倒壊と昨年からよく言っているのですが、たとえ90%、新耐震をやっていると言ったって、2000年基準でなければつぶれますので、その辺をどういうふうに考えているのかということ、防災部局とも十分コミュニケーションして、そして、リスクというふうに言葉を使うのであれば、その中で今回何を議論していて、何を議論していないのか、何をすべきなのかということ、十分内部で、あるいは他のセクションも含めて議論してほしいよというふうにおっしゃっていると思うので、その辺はぜひお願いいたします。

荒井委員

事前にお送りいただきました資料などを拝見しますと、今回、議案になっています内容のうち、約3分の1ぐらいが防災関係に関わること、また、今日のご議論を聞いていまして、皆様の関心は、その辺に強いのかなというのを感じまして、能登で起きた地震が影響しているかと思うのですが、そんな観点で私も資料を読ませていただいてお話を聞いている中で、1点ほどお教えいただきたいなと思ったところがあり

まして、スライドのほうでお話ししますと、5ページ目のところに、藤沢市独自の制定である防災対策先導区域というのがあって、これについては、災害に対する事業者や市民等の意識啓発をすることによって、区域の有効性を担保していくというふうに書かれているかと思うのです。

そうしますと、当然ながら、市民の意識啓発って何なんだろうというふうな疑問が起きまして、事前にお送りいただいている資料ですと、81ページに、「災害リスクの周知」というところがございます。いわゆるスケジュールのところ、下のほうなのですけれども、そこには、例えば「学校における防災教育の推進」ということですから、学童、児童等については、学校教育の場の中で、そういうふうな場面をつくっていくよということと考えられるのですが、我々のような一般の市民になりますと、じゃ、それって何なんだろう、どこなんだろうと。来る途中、下のほうで、サイネージに防災フェスみたいなのが出ていまして、あれも1つそうだろうとは思うのですけれども、なかなか自らそこに意識啓発ということで、ましてや、この計画に基づいた意識啓発というのはなかなかつくりにくいのかなと思うんですね。市民意識として。例えばの話なのですけれども、市民意識を啓発するために、新宿区さんなんかは、防災士の資格を取るのに助成金を出しますよと、こういうのを広くうたっていて、実際、それで区民の方で、それを基に取られているとかという方もいらっしゃるみたいです。能登の事例を見ても、まず発災時の初期行動としては、どうしてもコミュニティというか、市民の方が自ら動くということになりますから、ここは意識啓発をしますよとか、フェスをやりますよではなくて、より市民が具体的に行動を起こせるような何か施策を、これは都市計画とは違うのかもしれないのですけれども、関係部局とお話をさせていただいて、計画が有効に実現できるような形にしていたきたいなというふうに思っております。

以上です。

事務局

今、ご意見いただきましたとおり、我々のほうで改定にあわせて、関係部局と様々な意見交換といいますか、照会をかけたリ、進捗を確認したりということをやらせていただいております。81ページの具体的な取組のスケジュールというものも、各課が持っております。現状、防災・減災に関わる具体的な取組を列挙させていただいているものでして、進捗管理等のところでも我々も関係部局に常に話を聞いているところでございます。先ほどありました防災士の補助のお話なのですけれども、実際に私も地域の方からそういったご意見をいただいたことがありまして、防災部局のほうにも一旦伝えさせていただいております。結果とし

てどうなったかというのはまだ結論はいただけていないのですけれども、ほかの都市で、そういったものがあるよというのはお伺いしておりますので、そういった意味で、関係部局と連携は今後も続けていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

荒井委員

ありがとうございます。初期行動というのをニュースなんかで見ても、市民の方が自発的に動くというところが、最終的には減災というか、復旧にも早くつながるといふところがあるみたいですから、ぜひともそうしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

笛木委員

防災対策先導区域について、基本的なことですけれども、教えていただきたくて、スライドで言いますと、5ページ目に定義があるかと思ひまして、「特に多大な被害が想定される津波等の災害ハザードエリアを設定しています」とあって、これ自体は理解をしています。

読んでいて気になったのが、スライドの16ページ目のところに行きますと、2行目ですが、「原則として居住誘導区域外のうち災害ハザードエリアを防災対策先導区域とします」とありましたので、逆に読むと、居住先導区域か居住先導区域外というふうに2つに区分したときに、居住先導区域の災害ハザードエリアというのは、防災対策先導区域には該当しないということになるのかという点は1点ご確認したい点でございます。これ、重要な区域だと思ひますので、区域とか区域外に分けずに、かかわらず、災害ハザードエリアについては、防災対策先導区域にするということなのではないかというふうに思ひたのですけれども、そういった問題意識の下、ご確認させていただきたいという話になります。

事務局

まず、立地適正化計画では、居住誘導区域内外というところで、居住、それから、都市機能を誘導すべき区域か区域じゃないかというところの区分けが出てきます。この居住誘導区域の外のところには、例えばハザードがかかっていなくても、そもそも人が住むことを誘導しない市街化調整区域が居住誘導区域外ということでの区域設定になる関係もありまして、それで5ページと16ページのスライドの文言が見づらくなっているのかなと今私も感じたところでございます。

ここであえて16のスライドで、「居住誘導区域外のうち災害ハザードエリアを防災対策先導区域とします」と言っているのには、市街化調整区域のことが裏にありますよということで、ちょっと言葉が足りなくなっておりましたので、申し訳ありません。

あと、防災対策先導区域という本市独自の区域を設定した理由というのは、津波洪水の災害ハザードエリアが広く関わる本市の南部にハザードがありながらも、居住の数としては、本市としては一番多いところで

すね。こちらには辻堂、鶴沼、片瀬と3地区あるのですが、1地区だけの人口を見ても、下手すると近隣市町の人口と同じぐらい、3万から5万という人口が居住されているということもありまして、本来であれば、ハザードがかかっているから居住誘導区域外です、移転してください、転居してくださいというのが本来の趣旨なのかもしれませんが、移転先の確保ということを考えますと、かなり現実的ではないところがありまして、それであれば、居住誘導区域外で、住んでいただくのであれば、きちんとハザード情報、自身の住んでいるところにどういったハザードがかかっているのか、また、今回の改定によってどの程度の被害が想定されるのか、そういったところを我々はきちんと周知していくことで、住んでいただいている方にもご認識をいただくというものです。また、先ほどの届出制度についても、これは大きな建築、開発が行われたときに出てくるものなのですが、ここに新たに転入されてくる方、そういった方にもきちんと情報が周知されていくと。人によっては、そういうことであれば、ここには住まないという方も恐らくいらっしゃると思うのですが、そういった情報は我々の窓口が出るところと、あとは実際に不動産関係の売買等で契約書についてくる重要事項説明、その中でも説明していただくということで、漏れなく周知がされるような仕組みになっておりますので、そういった形で設定させていただいているというのが現状でございます。

高見沢会長

区域がいっぱいあって、複雑で分かりにくいので、ポンチ絵ではなく、スマートなベン図というか、関係図、こういう区域とこういう区域のこの重なりはこうですとか、そういうのをぜひ運用しながらつくってほしいなと思うんです。私も一遍に把握できなくて。よろしくお願いします。

熱田委員

市民委員の熱田です。

お伺いしたいのは、届出制度の概要のところ、6ページのところなのですが、今回、届出が、3戸以上の住宅の建築、要はデベロッパーさんに対して指導を行うということかなと思うのですが、1戸又は2戸の住宅だと1000平米というのは結構大きいと思うんですね。そうすると、普通に、例えば30坪ぐらいの土地を買ってそこに建てますという方だと、あまり周知が届かない可能性があるのではないかと、このことを危惧するわけなのですけれども、そういう方についての周知の方法はどういうふうにお考えになっていらっしゃるかということをお伺いしたいのと。

6ページ目のところに、災害ハザード状況に配慮した計画にするように事業者を促すということなのですが、例えば戸建てで個人の方

でやられる、対応できるような配慮した計画というものが立てられるものなのかどうか、事業者の方に具体的にどんなことを指導されているのかという点も含めて教えていただければと思います。お願いします。

事務局

今ご意見をいただいたとおり、現状ですと、例えば1軒の家がただ単純に建て替えをするとすると、恐らく、今ここにある基準の3戸以上の開発とか、建築行為に比べると、情報をキャッチするツールというのが若干薄いというか、弱い部分はあるのかなと思います。今回の改定をやった後、事務的な運用の部分にはなりますけれども、ふじキュンマップというもので情報が一気に取れるようになると、通常例えば住宅の建て替えであっても、住宅のメーカーさんとか工務店さんなんかは必ず市役所の調査をして、用途地域が何だというところを必ず調べるんですね。いろいろな法規制がかかってきますので。そのときに、一緒にこの情報が見れるという形になれば、そのメーカーさんを通してエンドユーザーさんに伝わるというところを私たちは狙っているところになります。

あと、ハザード状況に配慮した計画になるよう事業者に促しておりますというところなのですけれども、ふじキュンマップを見ていただいたときに、例えばここは防災対策先導区域ですとか、文言が出てくると、所管課は都市計画課です。詳細については窓口のほうにお越しく下さいという形の案内になるのですけれども、そのときに例えば、それこそ、洪水が想定されているところに地下居室をつくるような計画があれば、当然それは危険ですからやめてくださいというような指導はできるようになりますので、窓口でのやり取りのレベルにもなってくるのですけれども、そういった形で促していくという形で考えているところでございます。

熱田委員

ありがとうございます。

それと、これはこういう場でお話することではないのかもしれないのですけれども、台風のときに避難の警告とかが出たりするじゃないですか。そういうときに、結構年配の方で、もともとそこに住まわれた方なんかだと、今までそういう災害で自分のところは浸水したことはないから、逃げないという方が結構いらっしゃったりとか、そういうのがあったりするのですけれども、今住んでいる方たちに対しては、移転を促すようなことはできないというお話だったのですけれども、今まで以上のことが起きるかもしれないんですよというような説明というのは、今住んでいる、今のご自宅で何かできるような対策というのを示してあげることではないのかなと思ったりするのですけれども。

事務局

今住まわれている方、今のようなケースの場合というのは、都市計画

のセクションで、立地適正化計画のほうからアクションを起こすというのはなかなか難しいのですけれども、実際に防災部局のほうで、地域の方々とは避難訓練をやったりですとか、あとは避難する際に何かしらの配慮が必要になる方のリストづくりみたいなものというのは、自治会・町内会さんのレベルで、いろいろ取組を今されているところでございます。うちのほうで新たに示しました指標、スライドの22ページの「防災指針に関する指標」というのがあるのではございますけれども、その下段のところに、「地区防災マップの作成」というのがございます。これはセンター・公民館が中心になって、市民の方々と実際に自身のかかるところのハザード情報であるとか、防災なんかに関しまして、どこに避難所があるよとか、消火器がどこにあるとかというようなものを表示した地図をつくる作業がありまして、これはどの地区も3年ごとぐらいに更新をするというものらしいのですが、そういったときにも、これは地域の方々の活動で、住まわれている方への災害に関する情報とか、避難に関する情報は伝わっているということで、これは防災部局の取組にもなってくるのですけれども、市民の方々には周知ができていかなというところで考えているところでございます。

高見沢会長 今出ているついでに、この1個上の7000以上というやつ、これは技術的につかまえられるんですか。つかまえたらすごいなと思うんですけど。

事務局 ふじキュンマップのところ、どのページに何人アクセスしたというのが数字で拾えますので。

高見沢会長 あっ、来た、防災指針、見たと拾えるんですか。

事務局 防災指針が載っているページを閲覧したという履歴が残ると、システムのほうに履歴数が出るので、それで数が追えるようになります。

高見沢会長 それは極めて強いツールかなと思うんですけど。

もう1個、今回、改定に当たって、各地区の中に、それぞれ防災・減災の文言を入れたんですよ。

事務局 はい。

高見沢会長 書いてあるだけじゃ駄目なので、それがあなたの地域にとってこういうことですよという、周知というか、それもぜひお願いしたいなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

相澤委員 防災等で、13の地区の中で、おのおの、まちづくり方針、そして、誘導施設というものが定められております。仮に、細かい点で1つ捉えてみると、例えば100ページの片瀬地区、片瀬江ノ島駅のところで、誘導施設というのを、本当に容積率を含めて考えてみて、落とせられるんです

かね。これ、ほかのところも感じているところもあるのですが、1つとってみても、江の島は、津波等を含めて、災害が起きる可能性が高いところだと思うのですが、それで、これだけの誘導施設というのを落とせますかね。その辺、1つだけ捉えて申し訳ないのですが、よろしく願い申し上げます。

事務局

各都市拠点、地区拠点に定めております誘導施設というのは、これを全て必ず設置しなければいけないという形での定めの方にはしておりません。その地区を拠点として、まちづくりを仕上げていくために、こういった誘導施設があると、その地区ごとの性格に合わせてまちが構成されていくであろうということの設定をさせていただいております。あとは、実際には、今既に既存としてあります、例えばセンター・公民館、図書館というのは、あるものはそのまま列挙されておりますけれども、当然ないものもございますので、これは必ずここに示した誘導施設を全部立地しなければいけないということでの定めではございませんので、よろしく願いいたします。

相澤委員

こういうことが望ましいということなんでしょうかね。

事務局

そうですね。

相澤委員

もう一つ、例えば小田急の片瀬江ノ島を降りてみると、商業地域で、それで風致地区、今度計画が入ってくるということなのですね。ですから、利用の仕方が、我々から見ると、非常にできないと、幾らこういうふうに誘導施設として書かれても、恐らくそんな可能性は、ゼロとは言いませんけれども、かなり低いのではないかなということで、何かそこも全体的に現場に合わせた用途地域も含めて検討されたほうが、私はいいのではないかなと。何かおのおの13地区の市民センター等含めて、いろいろなディスカッションをした、先ほど部局と相談されているというお話、それは結構なのですが、もう少しきめ細かな、現実的なものを文言として入れられたほうが、私はいいのではないかなということを感じたので、意見としてお話しさせていただきます。

事務局

ご意見としていただいております。

宮原（健）委員

市民委員の宮原と申します。

改定の中身そのものではないので、少し申し訳ない気がしないのですが、本文の表現についてちょっと気になるような点があって。

まず最初、1ページ目なのですが、表現がダブっているので、何とかしたほうが良いという指摘です。

「計画の役割」の1段落目の後ろのほうに、「財政面や経済面を考慮した持続可能な行政サービスの提供を可能とすること」という表現になっ

ていますが、「可能」がダブっていると私には感じまして、「持続可能な行政サービスの提供が必要であり」で十分通じるのではないかという気がします。

それから、最後のほうで、下から3行目に、「考え方で今後のまちづくりを進めていくことが」云々とあります。そして最後に、1行ちょっと置いて、「まちづくりを推進すること」、たった3行の間に「まちづくりを進める」と「まちづくりを推進」という言葉が出ています。最初の「今後のまちづくりを進めていくこと」をなくしても十分通じるのではないか。

それから、7行ある言葉で、読点が1つもないので、「まちづくりを進めていくこと、考え方が必要です。このために云々のまちづくりとする」とダブリを防げるのではないかという気がします。ご検討していただきたいということです。

今、ダブリの話をしました。44ページに、開いていただきますと、この計画そのものが都市計画課の所管で、まちづくりに携わるものかなという気がするのですが、44と45ページにわたって、ここの小見出し的に「まちづくりの方針」、そして、書き出しに「本市のまちづくりについては」とうたいながら、6か所、各段落に「まちづくり」「まちづくり」「まちづくり」という表現が出ていますね。「まちづくり」のことを言っているのですから、これ、冒頭の「本市のまちづくりについては」は当然必要ですが、その後の「まちづくり」は全部削ったとしても、ちょっと字を加えることにすることで、全部「まちづくり」を使わなくても十分に言わんとすることは通じるのではないかと思います。この辺、検討していただければ。

最後ですが、25ページを開いてくれますか。25ページから、ここに、グラフのすぐ上に「企業の誘致や新産業創出への取組が」という表現があります。漢字2文字で「取組」。新聞や書籍はほとんどが「取り組み」で表記しています。新聞や書籍の場合、「取組」を使うのはお相撲用語だけです。あと一部、経済で出たり入ったりを「取組」という表現があるようなんですが。

ただ、これについては、藤沢市の人権がらみの文書に「取組」があったので、担当部署に問い合わせたところ、法務省の表現を参考にするとともに、市役所内の表現担当の見解に従ったとの回答でした。それ以上は聞きませんでした。

ただ、今回の中に、「取組」という形が、31ページを見ていただきますと、31ページには、真ん中あたりの「治水対策に取り組む」で「り」と

「む」が入っている表現があるんですね。それから、今度は64ページにもこういう表現があるのですけれども、下から3行目に「既に取り組んでいる」と、これも平仮名を送っています。ところが、79ページを開いていただくと、小見出しが「まちづくりの取組方針」と漢字だけになっていますね。それから、81ページにも、「取組」「取組」という、平仮名が入っていない。「取組」というのは難しいのですけれども、2種類が出てきちゃうというのはどうかなという気がするんですね。細かいことなのですけれども。

恐らく、複数で分担して書いたので、こういう2種類の「取組」が出たのかなと思って、そこら辺は検討して、統一性を図るとしていただいたほうがいいのかなど。ただ、これも基本的には、人権担当の人の答えと同じように、同じ役所で働いている皆さんですから、ならうのかなという気がするのですけれども、そこら辺は些細なことで申し訳ないのですが、検討だけしていただければと思います。

以上です。

高見沢会長

社会的通念から見て著しくおかしいところがあれば、事務的に変えていただければよいのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

そのほか、いかがでしょうか。

熱田委員

議案書の中で、「下水道整備による内水被害の軽減を図ります」というのが幾つか出てくるのですが、87ページとか。下水道整備を今進めていただいている、大分冠水が減ってきたなどというのは実感でもあるのですけれども、ここ近年、計画降雨量を超えるような降雨強度のある豪雨が増えてきていたりするので、これが今までの計画されていた下水道整備計画をそのままいくのか、それとも、今までの想定を超えるような豪雨にも、何年か1回、量を見直していただいているのか、例えば配管の径を見直すとか、そういうようなことを考えていただいているのか、そういう計画をこのスケジュールの中に入れていたらありがたいなというふうに思いましたので、そここのところだけ質問させていただきたいと思いました。

事務局

例えば下水道ですね、排水能力等の設計に当たりましては、計画規模と言われるものでして、例えば本市の下水管渠でいきますと、本来、5年確率の降雨量、時間50ミリというところで、施設等を設計するところ、本市において、例えば重点地区などにおきましては、10年確率とあって、少し量の多い、時間当たり60ミリ、さらに安全率から係数を掛けまして、66ミリで設計しているというふうに聞いております。実際に今回のハザードを想定最大規模と言って、かなり大きなものにはなりますけれど

も、それには物理的に対応できるというのはちょっと無理なお話もありますので、下水道の調整池の容量の計算であるとか、下水道浸水対策というところでは、そういった文言をうたわせていただいているという形になっておりますので、よろしく願いいたします。

高見沢会長            それでは、ご意見も出尽くしたようですので、まとめに入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議第1号「藤沢市立地適正化計画の改定について」、審議会としましては、意見は特になしということでよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

( 異議なし )

高見沢会長            それでは、ご異議がないようですので、審議会からは意見なしとさせていただきます。

それでは、本日の議案についてこれで終了します。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長            次に、次第の5その他としまして、委員の皆様から何かご意見、ご要望などはございますでしょうか。

特にないようですので、マイクを事務局にお返しします。ご協力、ありがとうございました。

事務局                ありがとうございます。

次回、第188回藤沢市都市計画審議会でございますが、令和6年5月28日（火曜日）午後2時より、こちら、本庁舎5階5-1会議室で開催を予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ大変恐れ入りますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、閉会に当たりまして、計画建築部長からご挨拶申し上げます。

三上部長            本日も、案件としては、立地適正化計画、1件でございましたが、多方面からのご意見をいただきまして、またご審議をいただきました。誠にありがとうございました。事務局を代表いたしまして、心からお礼を申し上げます。

それでは、これをもちまして、第187回藤沢市都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前11時27分 閉会